

議 事 録

| | | | |
|----------|--|------|------|
| 会 議 名 | 平成27年 第7回 寒川町農業委員会 定例総会 | | |
| 開催日時 | 平成27年7月29日(水)午後3時30分から | 開催形態 | 公 開 |
| 開催場所 | 寒川町役場 別館3階議会第1会議室 | | |
| 出席委員 | 会長：8番 後藤 進 会長職務代理：6番 藤井明男 委員：1番 木内幹雄 2番 佐藤 晃 4番 市川澄雄 5番 金子幸一 7番 吉田勝己 | | 合計7名 |
| 欠席委員 | 3番 大久保泰明 | | |
| 農業委員会事務局 | 事務局長：畑村正樹 主査：原田智香 主任主事：小宮正道 | | |
| 議 事 | 日程 第1 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 日程 第2 非農地証明願について 日程 第3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 日程 第4 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第5 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について | | |
| 会議の概要 | <p>会 長：ただ今から、平成27年第7回定例総会を開会いたします。 欠席委員は3番大久保委員1名です。 出席委員は8名中7名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 本日の議事録署名人は、1番木内委員と4番市川委員を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第により日程第1農地法第4条の規定による許可申請について、議案番号26号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：（議案番号26号を朗読）（説明） 当該地は、位置図にありますとおり岡田の市街化調整区域、いわゆる普通調整区域で、現況は耕作していない畑です。 申請人は現在居住している市街化区域にある宅地を、諸事情により売却したため、自己住宅を建築するために農地を住宅敷地に転用するものです。 売却により現在、住宅を所有していないこと、外の所有地も既に借地等で使用されていることから申請地を選択しており、また、駐車スペースや農機具置き場など、申請面積の必要性も妥当です。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断となる立地基準としては、市街化区域から連たんしていることから、第3種農地にあたります。</p> <p>会 長：続いて、担当地区委員は私ですので、現地調査の結果並びに補足説明をします。 事務局説明にもあったとおり諸事情により市街化区域にある宅地を売却してしまい、自己住宅を建築するために農地を転用しなければならなかったため、市街化区域から連たんもしていることから、妥当だと思われま。</p> <p>会 長：これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号26号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。 次に、日程第2、非農地証明願について、議案番号27号と28号は関連</p> | | |

していますので一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号27号、28号を朗読）（説明）

当該地は位置図にありますとおり、申請人の居住する敷地内にある土地で、昭和44年頃より借家が建っており、課税評価についても宅地課税されています。なお、当該地の立地基準は、市街化区域から連たんしていることから、第3種農地にあたります。

現地には、7月13日に地区担当委員及び会長と共に調査に行っております。

会長：続いて、地区担当委員から、現地調査等の補足説明をお願いします。

5番：借家も2、3年前に建て替えられている。農業は行っていないことから非農地が妥当だと思います。

会長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号27号、28号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

会長：では全員賛成ですので、議案番号27号、28号は原案のとおり非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に日程第3、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて、議案番号29号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号29号を朗読）（説明）

当該地につきましては、地区担当委員と事務局で相続人とその娘さんの立会いのもと事情を聴き、現地調査した結果、農地として適正に耕作されており、今後とも引き続き二人で耕作する意思があることを確認しております。

会長：続いて地区担当委員から、補足説明をお願いします。

7番：7月13日、現地調査に行ってきました。敷地内に娘さんが住んでいて耕作もしていることから、妥当だと思います。

会長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について発言のある方は挙手願います。

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号29号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

会長：では全員賛成ですので、議案番号29号は原案のとおり証明書を交付することに決定いたします。

次に日程第4、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号49号から52号の4件、日程第5、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号53号、54号の2件、以上一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：（報告番号49号から54号を朗読）（説明）

いずれも添付書類を含め完備しておりましたので、事務局専決により書類を受理いたしました。

会長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

会長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。

最後に、その他として審議事項はありますか。

会長：では、以上をもって、平成27年第7回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。

| | |
|-----|------------------------|
| 資 料 | 1. 平成27年第7回定例総会議案及び位置図 |
|-----|------------------------|

議事録署名人（1番） 木内 幹雄 署名人（4番） 市川 澄雄

本議事録は、平成27年8月26日、承認・署名を得て確定しました。